

## ご寄付のお願い

大正13年1月26日に我が国初の乳児院として設立して、令和6年1月26日で100周年を迎えることになりました。関東大震災で被災した妊産婦、乳児の養護、戦後の戦災孤児や栄養不足・衛生上の問題による発育不良、感染症などから妊産婦、乳児の保護、その後、70余年にわたり家庭の様々な事情で家族と一緒に暮らすことができない赤ちゃんや幼児とその家族を支え続けてきました。目まぐるしく変わる社会情勢や家族形態・価値観・多様性・地域性など複合的な問題を支援するため、乳児院の役割はより専門性が求められています。

皆様からの温かいご寄付は、日々の乳幼児の養育のために大切にに使わせていただいております。乳児院は、国や東京都などからの措置費をもとに運営されていますが、より良い環境のもとで、養育を行うためには、皆様からのご寄付に頼らざるを得ないのが現状です。

何卒、ご理解とご支援のほどよろしく願いいたします。

令和5年7月吉日 d

東京都済生会中央病院附属乳児院

院長 岡尾 良一

### ご寄付の手続きの流れ

ご寄付にご協力いただける方は、まずは事務担当：竹田までお電話ください。  
添付の寄付金申込書にご記入ください。  
(乳児院ホームページより Word 寄付金申込書がダウンロード出来ます)



寄付金申込書を郵送または Fax、もしくはメールで竹田までお送りください。寄付金は下記の口座にお振込みをお願いいたします。



領収書・税額控除に係る証明書をお送りいたします。入金確認には多少時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

### 問合せ・お申込み

東京都済生会中央病院附属乳児院

住所：東京都港区三田 1-4-17

Tel：03-3451-8289

Fax：03-3451-3232

寄付金お振込み先

みずほ銀行芝支店 普通口座 8036249

口座名： 東京都済生会中央病院附属乳児院

(トウキョウトサイセイカイチュオウビヨウインフゾクニユウジン)

メール：[nyujinjim@saichu.jp](mailto:nyujinjim@saichu.jp)

担当： 竹田

## 税額上の優遇措置について

済生会へのご寄付は、所得税・個人住民税の控除や相続税の非課税（個人の場合）、特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入（企業・団体の場合）といった税制上の優遇措置の対象となります。詳細についてはお近くの税務署や税理士等にご確認ください。

### 個人の場合

税額控除方式で寄付金から控除される金額（例）

#### 年間1万円寄付した場合

所得税からの控除

$$(1万円 - 2,000円) \times 0.4 = 3,200円$$

#### 年間5万円寄付した場合

所得税からの控除

$$(5万円 - 2,000円) \times 0.4 = 19,200円$$

※寄付金を行った翌年1月1日時点で、寄付金税額控除の控除対象寄付金として条例で指定している地方公共団体にお住まいの方は、確定申告書に証明書を添付して所轄の税務署へ申告することで、都道府県・市区町村民税の向上を受けられる可能性があります。

### 企業・団体の場合

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入

#### (イ) 通常の寄付金の損金算入限度額

$$(\text{資本金額} \times \text{当期月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1 / 4$$

#### (ロ) 特定公益法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$(\text{資本金額} \times \text{当期月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$$

※特定公益法人に対する寄付金の損金算入

通常の寄付金の損金算入限度額（イ）とあわせて別枠で算出した、限度額（ロ）が損金に算入されます。

※損金算入限度額は、その法人の資本金や所得の金額によって異なります。

詳しくはお近くの税務署、または税理士にご確認ください。

### 表彰制度

高額寄付をいただいた個人様、団体様には、済生会本部より、特別会員に推薦して、会員章、感謝状の贈呈がございます。